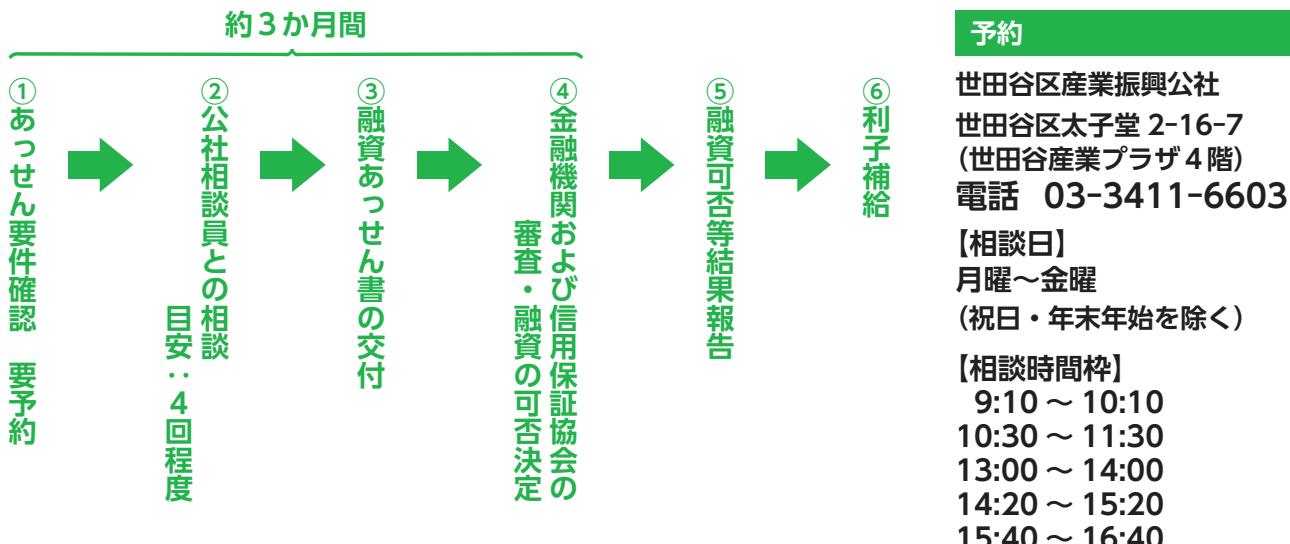


創業支援資金 融資あっせんの相談（ワンストップ相談窓口・予約制）



①公社に相談日時を予約のうえ、ご来所ください。

公社相談員（中小企業診断士）が、創業支援資金あっせんの申込要件に該当するか否か確認します。

②公社相談員の支援を受けつつ、申込者自身で創業計画書を作成してください。並行して取扱金融機関に区の制度で創業融資あっせんを申し込む予定であることを伝えてください。

※曜日ごとに担当の創業相談員は決まっています。相談は、申込者本人以外はできません。

③公社が融資あっせん書を作成、申込者にお渡しますので、融資の承諾を得た金融機関に提出してください。

④金融機関または信用保証協会が融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。

⑤金融機関は公社へ融資の可否等結果を回答します。

⑥区が利子の一部を補助します。（支給方法は融資を受ける金融機関にお問い合わせください。）

創業支援資金 融資あっせんを利用できる方

| 区分 | 法人 | 個人 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| □ 創業前 | 本店登記及び主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようとする方 | 主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようと/orする方 |
| □ 創業後 | 本店登記及び主たる事業所を区内に設けて、申込日現在、創業後1年未満の方（※2）（※3） 法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと | 主たる事業所を区内に設けて創業後1年未満である方（※3） 個人事業税を滞納していないこと |
| □ 住民税の滞納がないこと | | |
| □ 東京信用保証協会の保証対象業種であること（1頁参照） | | |
| □ 許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けていること | | |
| □ 融資あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ、資金及び資金にかかる利子につき十分な返済能力を有すること | | |
| □ 過去2年以内に事業主の経験がないこと（過去2年以内に、事業収入・営業収入・不動産賃貸収入がないこと） | | |
| 追加要件 | 創業支援資金（商店街空き店舗特例）の場合 ①世田谷区内の商店街で、新築後3か月または空き店舗となり3か月を経過した店舗を活用して創業すること ②小売業・飲食業・サービス業等で「店舗」を要する事業を営むこと ③用途が店舗の土地取得・建物の買取の費用ではないこと | |

（※1）主たる事業所とは、全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等をいいます。法人の場合、本店登記と事務所・代表者の自宅等が区内にあっても、主たる事業所（実体）が区外にある場合は対象となりません。

（※2）申込日とは、事業計画書が完成し、あっせん申込書に記載する日です。

（※3）創業した日は、法人は登記をした設立年月日、個人は「個人事業の開業・廃業等届出書」に記入した開業日です。創業当初から区内で事業を行っていることが必要です。